

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄							備考		
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更									
フリガナ設置者	ガッコウホウジン サイタマイカダイガク 学校法人 埼玉医科大学									
フリガナ大学の名称	サイタマイカダイガク 埼玉医科大学 (Saitama Medical University)									
大学の位置	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地									
大学の目的	埼玉医科大学は、教育基本法および学校教育法の精神に則り、かつ、私学の特性を生かして、社会が最も要求する高度の倫理性と医学及び保健医療の技術を身につけた実地臨床医ならびに保健医療技術者を育成し、更に進んで新しい医学及び関連諸科学の研究並びに保健医療技術の向上に寄与することを目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命とする。									
新設学部等の目的	「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について」を踏まえ、医学部医学科の入学定員を地域の医師確保に19名、研究医養成のために1名増加し、収容定員を757名から777名に変更する。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		医学部医学科の今回の20名の入学定員の増員は令和4年度のみ の臨時定員増である。また医学部医学科の令和3年度における収容定員は774人である。
	医学部 医学科	年6	人130 (110)	年次—	人680 (660)	学士(医学)	令和4年4月第1年次	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地		
	保健医療学部 看護学科	4	80	3年次10	340	学士(看護学)	平成18年4月第1年次	埼玉県日高市大字山根字稲荷山1397番地		
	臨床検査学科	4	70	—	280	学士(保健衛生学)	平成18年4月第1年次	〃		
	臨床工学科	4	40	—	160	学士(臨床工学)	平成18年4月第1年次	〃		
理学療法学科	4	50	—	200	学士(理学療法学)	平成19年4月第1年次	埼玉県入間郡毛呂山町大字川角峯畑981番地			
計		370 (350)	3年次10	1680 (1640)						
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計	— 単位				
	—	— 科目	— 科目	— 科目	— 科目	— 単位				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等		
			教授	准教授	講師	助教	計	助手		
	新設	医学部 医学科	68人 (68)	39人 (39)	38人 (38)	59人 (59)	204人 (204)	6人 (6)	203人 (203)	
		保健医療学部 看護学科	8人 (8)	6人 (6)	12人 (12)	10人 (10)	36人 (36)	4人 (4)	93人 (93)	
		臨床検査学科	7人 (7)	3人 (3)	6人 (6)	4人 (4)	20人 (20)	1人 (1)	92人 (92)	
		臨床工学科	7人 (7)	1人 (1)	6人 (6)	3人 (3)	17人 (17)	1人 (1)	67人 (67)	
		理学療法学科	5人 (5)	2人 (2)	6人 (6)	4人 (4)	17人 (17)	0人 (0)	77人 (77)	
		計	95人 (95)	51人 (51)	68人 (68)	80人 (80)	294人 (294)	12人 (12)	532人 (532)	
	既設	該当なし	—	—	—	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	—	—	—	
合計		95人 (95)	51人 (51)	68人 (68)	80人 (80)	294人 (294)	12人 (12)	532人 (532)		

(人)	入学定員	編入学定員	収容定員
令和3年度	130	0	774
令和4年度	130	0	777
令和5年度	110	0	759
令和6年度	110	0	740
令和7年度	110	0	720
令和8年度	110	0	700
令和9年度	110	0	680
令和10年度	130	0	660

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計				
	事 務 員		520人 (520)	170人 (170)	690人 (690)				
	技 術 員		4186人 (4,186)	167人 (167)	4353人 (4,353)				
	図 書 館 専 門 職 員		11人 (11)	4人 (4)	15人 (15)				
	そ の 他 の 職 員		374人 (374)	156人 (156)	530人 (530)				
計			5091人 (5,091)	497人 (497)	5588人 (5,588)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	368,712㎡	0㎡	6,875㎡	375,587㎡				
	運 動 場 用 地	0㎡	86,494㎡	0㎡	86,494㎡				
	小 計	368,712㎡	86,494㎡	6,875㎡	462,081㎡				
	そ の 他	119,654㎡	0㎡	0㎡	119,654㎡				
合 計	488,366㎡	86,494㎡	6,875㎡	581,735㎡					
校 舎	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
	124,198.25㎡ (124,198.25㎡)	0㎡ (0㎡)	6,529.65㎡ (6,529.65㎡)	130,727.90㎡ (130,727.90㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	44室	90室	38室	2室 (補助職員5人)	0室 (補助職員0人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数					
		大学全体		498 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	332,341 [129,730] (332,341 [129,730])	4,708 [2,462] (4,708 [2,462])	3,028 [1,505] (3,028 [1,505])	4,124 (4124)	19,082点 (19,082点)	310点 (310点)		
	計	332,341 [129,730] (332,341 [129,730])	4,708 [2,462] (4,708 [2,462])	3,028 [1,505] (3,028 [1,505])	4,124 (4124)	19,082点 (19,082点)	310点 (310点)		
図 書 館	面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数				
	6,630.36㎡		366席		465,620冊		大学全体		
体 育 館	面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
	3,116.04㎡		テニスコート8面	弓道場	近的射場(28m)8人立	グラウンド 400mトラック8レーン	大学全体		
経 費 の 見 積 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。
	教員1人当り研究費等		784 千円	784 千円	784 千円	784 千円	784 千円	784 千円	
	共同研究費等		1,121,173 千円	1,121,173 千円	1,121,173 千円	1,121,173 千円	1,121,173 千円	1,121,173 千円	
	図書購入費	213,082 千円	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	
	設備購入費	4,430,400 千円	2,527,000 千円	2,000,000 千円	2,000,000 千円	2,000,000 千円	2,000,000 千円	2,000,000 千円	
学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	8,250 千円	5,750 千円	5,750 千円	5,750 千円	5,750 千円	5,750 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、資産運用収入、雑収入等						
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	埼玉医科大学							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	医学部医学科	6年	130人	—	774人	学士(医学)	1.00	昭和47年度	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地
	保健医療学部 看護学科	4年	80人	3年次 10	340人	学士(看護学)	1.07	平成18年度	埼玉県日高市大字山根字稲荷山1397番地
	臨床検査学科	4年	70人	—	280人	学士(保健衛生学)	0.89	"	"
臨床工学科	4年	40人	—	160人	学士(臨床工学)	0.95	"	"	
理学療法学科	4年	50人	—	200人	学士(理学療法学)	0.96	平成19年度	埼玉県入間郡毛呂山町大字川角峯畑981番地	
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	埼玉医科大学大学院							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	医学研究科 生物・医学研究系専攻	4年	10人	—	40人	博士(医学)	0.10	昭和53年度	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地
	社会医学研究系専攻	4年	4人	—	16人	博士(医学)	0.06	"	"
	臨床医学研究系専攻	4年	36人	—	144人	博士(医学)	0.45	"	"
医科学専攻	2年	8人	—	16人	修士(医科学)又は修士(臨床検査学)・修士(医学)・修士(理学療法学)	1.37	平成22年度	埼玉県日高市大字山根字稲荷山1397番地	
看護学研究科 看護学専攻	2年	10人	—	20人	修士(看護学)	0.60	"	"	
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	埼玉医科大学短期大学							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	看護学科	3年	100人	—	300人	短期大学士(看護学)	1.04	平成1年度	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地
専攻科 母子看護学専攻	1年	20人	—	20人		1.00	平成9年度	"	

附属施設の概要	名称：埼玉医科大学病院 目的：附属病院 所在地：埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地 設置年月：昭和47年8月 規模等：土地103,767㎡ 建物70,093㎡	名称：総合医療センター 目的：附属病院 所在地：埼玉県川越市大字鴨田字辻道町1981番地 設置年月：昭和60年3月 規模等：土地129,330㎡ 建物87,784㎡
	名称：国際医療センター 目的：附属病院 所在地：埼玉県日高市山根字稲荷山1397番地 設置年月：平成19年4月 規模等：土地217,051㎡(日高キャンパス全体) 建物62,975㎡	名称：ゲノム医学研究センター 目的：附属研究所 所在地：埼玉県日高市山根字稲荷山1397番地 設置年月：平成13年6月 規模等：土地217,051㎡(日高キャンパス全体) 建物7,555㎡

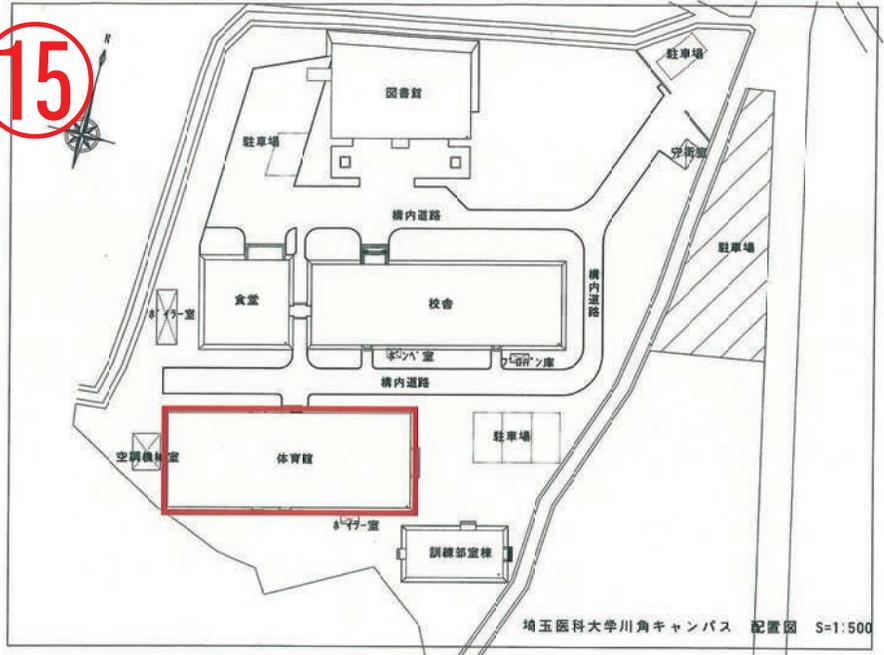
(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

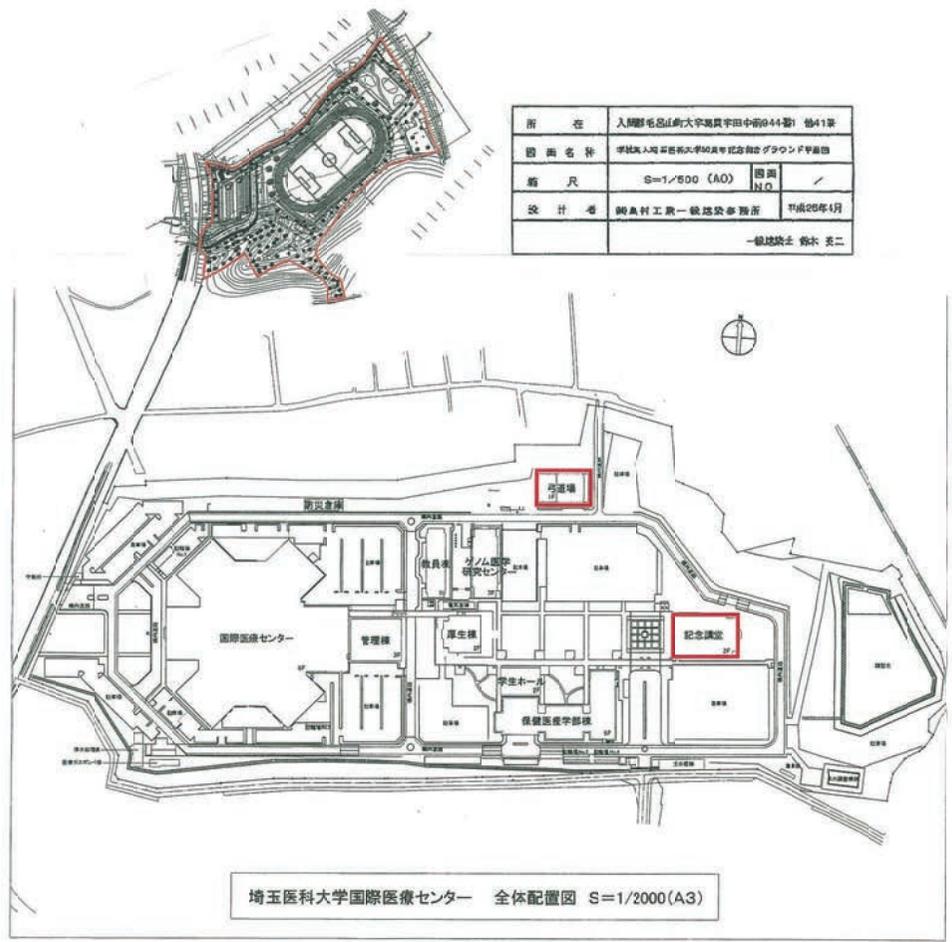
周辺地図



15

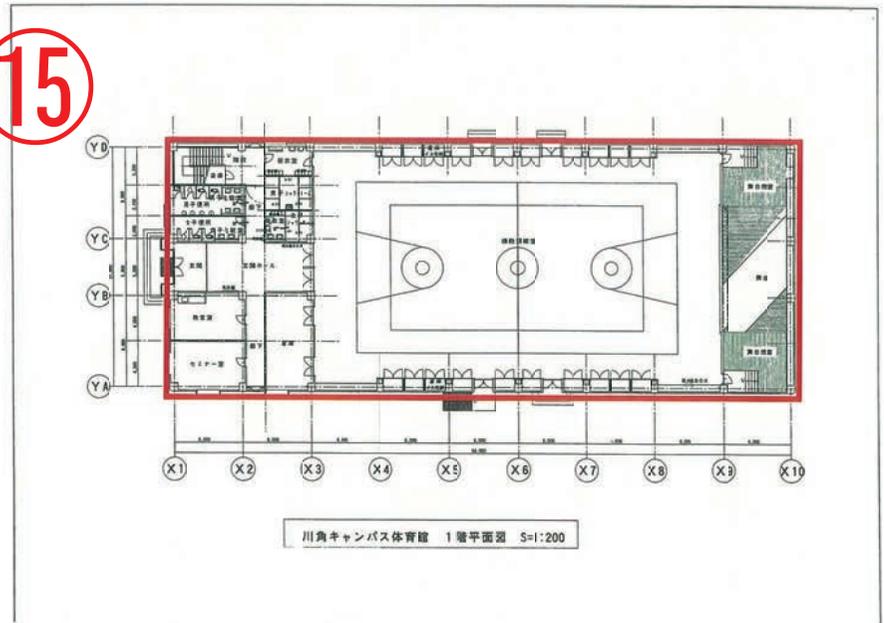


14



所在地	人間部毛呂山町大字高尾字田中前944番1 地41号		
図面名称	学校法人埼玉医科大学国際医療センターグラウンド平面図		
縮尺	S=1/500 (A0)	図面NO.	1
設計者	調典村工業一級建築事務所	作成年月	平成29年1月
			一級建築士 鈴木 友二

15



埼玉医科大学学則

(昭和 47 年 2 月 16 日制定)

改正	昭和 51 年 4 月 1 日	昭和 53 年 4 月 1 日
	昭和 57 年 4 月 1 日	昭和 60 年 4 月 1 日
	昭和 61 年 4 月 1 日	平成 元年 4 月 1 日
	平成 2 年 4 月 1 日	平成 3 年 4 月 1 日
	平成 3 年 9 月 27 日	平成 3 年 12 月 1 日
	平成 4 年 4 月 1 日	平成 6 年 4 月 1 日
	平成 7 年 4 月 1 日	平成 8 年 4 月 1 日
	平成 9 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日
	平成 11 年 4 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日
	平成 13 年 4 月 1 日	平成 14 年 4 月 1 日
	平成 7 年 4 月 1 日	平成 8 年 4 月 1 日
	平成 9 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日
	平成 11 年 4 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日
	平成 13 年 4 月 1 日	平成 14 年 4 月 1 日
	平成 16 年 4 月 1 日	平成 17 年 4 月 1 日
	平成 18 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
	平成 24 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 27 年 11 月 28 日	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 29 年 3 月 25 日	平成 29 年 9 月 8 日
	平成 30 年 3 月 24 日	平成 30 年 5 月 26 日
	平成 30 年 9 月 7 日	平成 31 年 3 月 23 日
	令和元年 5 月 25 日	令和元年 9 月 11 日
	令和 2 年 3 月 30 日	令和 3 年 3 月 27 日
		令和 3 年 7 月 31 日

目次

第 1 章	目的、使命、教育研究上の目的及び自己点検・評価(第 1 条—第 1 条の 3)
第 2 章	学部学科、修業年限及び収容定員(第 2 条—第 5 条)
第 3 章	学年度、学期及び休業日(第 6 条—第 9 条)
第 4 章	学科目及び教育課程(第 10 条・第 11 条)
第 5 章	課程修了の認定等(第 12 条—第 13 条の 5)
第 6 章	進級、卒業及び学位の授与(第 14 条—第 16 条)
第 7 章	入学(第 17 条—第 21 条の 2)
第 8 章	休学、転学及び退学等(第 22 条—第 26 条)
第 9 章	除籍及び賞罰(第 27 条—第 30 条)
第 10 章	学費(第 31 条—第 33 条)
第 11 章	職員組織(第 34 条)
第 12 章	教授会等(第 35 条・第 36 条)
第 13 章	委託学生、専攻生及び外国人学生(第 37 条—第 39 条)
第 14 章	大学院(第 40 条)
第 15 章	附属施設(第 41 条)

別表第 1	医学部の 1 年次から 4 年次において開設するコース・ユニット並びに、履修すべき時間数及び単位数
別表第 2	保健医療学部において開設する科目及び履修すべき単位数

第1章 目的、使命、教育研究上の目的及び自己点検・評価

(目的及び使命)

第1条 埼玉医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、かつ、私学の特性を生かして専門的な知識と技能及び高い倫理性を身につけた実地臨床医家並びに保健医療技術者を育成することを目的とし、更に進んで新しい医学及び関連諸科学の研究並びに保健医療技術の向上に寄与することによって、広く人類の健康と福祉に貢献することを使命とする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学の学部、学科の教育研究上の目的は、別に定める。

(自己点検・評価及び認証評価機関による評価)

第1条の3 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するために、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施、結果の公表等については、別に定める。

第2章 学部学科、修業年限及び収容定員

(学部・学科)

第2条 本学に次の学部・学科を置く。

医学部・医学科

保健医療学部・看護学科

臨床検査学科

臨床工学科

理学療法学科

(修業年限)

第3条 医学部の修業年限は6年とし、保健医療学部の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第4条 在学年限は、前条の修業年限の2倍を超えることができない。

2 同一学年次に、2年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第5条 収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3 年 次 編入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科	110名		660名
保健医療学部	看 護 学 科	80名	10名	340名
	臨床検査学科	70名		280名
	臨床工学科	40名		160名
	理学療法学科	50名		200名

第3章 学年度、学期及び休業日

(学年度)

第6条 学年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年度を分けて次の学期とする。

区 分	学 期	期 間
医 学 部	第1学期	4月1日から 8月31日まで
	第2学期	9月1日から 12月31日まで
	第3学期	1月1日から 3月31日まで
保健医療学部	前 期	4月1日から 9月30日まで
	後 期	10月1日から 翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 大学創立記念日 5月4日
- (4) 春季休業日 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要により前項各号の休業日を変更し、あるいは臨時に休業日を設け又は休業日に授業を行うことができる。

第4章 学科目及び教育課程

(時間数及び単位数)

第10条 医学部において開設するコース・ユニット並びに履修すべき時間数及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 保健医療学部において開設する科目及び履修すべき単位数は、別表第2のとおりとする。

(開設講座等)

第11条 本学の目的使命を達成するために、医学部に基本学科を設ける。

- 2 基本学科については別に定める。
- 3 保健医療学部については別に定める。

第5章 課程修了の認定等

(試験)

第12条 各授業科目の履修が修了したときは試験を行う。

- 2 試験は口答又は筆答により行う。ただし、科目の性質により、あらかじめ定めたものについては、他の方法によることができる。
- 3 成績の評価は、A、B、C、Dをもって表し、A、B及びCを合格とする。Dは不合格とする。

4 前項の評価基準は別に定める。

(単位の計算)

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業を1単位とすること。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業を1単位とすること。

(3) 講義、演習、実験（若しくは実習又は実技）が同じ授業科目の中で併用して行われる場合には、前各号により各学部において定める1単位当たりの時間数で45時間を除した数値を講義はa、演習はb、実験等はcとし、講義、演習、実験等の授業時間数をそれぞれx、y、zとして、該当する授業の方法に当てはめた次の計算式で算定した数値の合計が45をもって、1単位とすること。

$$a x + b y + c z = 45$$

(4) 前各号の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業研究については、これらに必要な学習の成果を考慮して単位数を定めること。

(他学部の授業科目の履修等)

第13条の2 学生は他の学部の授業科目を履修又は聴講することができる。ただし、所属学部長を経て当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第13条の3 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の4 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第13条の5 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)、高等専門学校又は専修学校の専門課程(別に定めるところにより大学教育に相当する水準を有するものに限る。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、別に定めるところにより、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第13条の3第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 進級、卒業及び学位の授与

(進級)

第14条 進級の認定は、学年末に教授会の意見を聴いて学長がこれを行う。進級に係る評価基準、評価方法は別に定める。

(卒業)

第15条 医学部にあつては6年以上、保健医療学部にあつては4年以上在学し、所定の課程を修了した者には、卒業と認定し卒業証書・学位記を授与する。卒業に係る評価基準、評価方法は別に定める。

(学位)

第16条 本学を卒業した者には、別に定めるところにより学位を授与する。

第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年度の始めとする。

(入学資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学試験)

第19条 入学を志願する者は、医学部にあつては60,000円、保健医療学部にあつては35,000円の入学検定料を添えて、所定の入学願書及び必要書類を指定の期日までに提出しなければならない。

2 入学者の選抜時期、選抜方法等は、別に定める。

(入学手続)

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学金その他の学納金を添えて、誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 前項に規定する手続きをとらない者は、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学)

第21条 定員内において編入学を公募することがある。なお、編入学を希望する者は、次の各号の一に該当する者に限り、審査のうえ入学を許可することができる。

- (1) 編入学学年以前に履修すべき科目及び時間数に相当する課程を、国内外において修了した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者

(保健医療学部看護学科の第3年次編入学)

第21条の2 前条の規定にかかわらず、保健医療学部看護学科への第3年次編入学を希望する者で、次の各号のいずれかに該当する者は、審査のうえ入学を許可することができる。

- (1) 短期大学の看護学科を卒業した者
- (2) 専修学校の看護系の専門課程(就業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
- (3) 大学を卒業し、看護に関する所定の単位を修得した者
- (4) 看護系の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (5) 高等学校の看護系専攻科の課程(修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者

第8章 休学、転学及び退学等

(休学)

第22条 疾病その他やむを得ない事由のため、3箇月以上修学できないときは、学長に願い出て休学することができる。この場合、その事由が病気である場合には、本学指定病院の医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 休学の期間は、その学年度を超えることはできない。ただし、特にやむを得ない事情があると認められるときは、更に翌学年度内に限り延長することがある。
- 3 休学の期間は、通算3学年度を超えることはできない。
- 4 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は教授会の意見を聴いて休学を命ずることができる。
- 5 休学の期間中は、第3条の修業年限及び第4条の在学年限に算入しない。

(復学)

第23条 休学の期間中であっても、その事由が消滅した時は、学長に願い出て復学することができる。休学の事由が病気であった場合には、本学指定病院の医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第24条 本学から他の大学に転学しようとする者が、事由書を添えて願い出た場合には、学長は教授会の意見を聴いて許可をすることができる。

(転部、転科、転入学)

第24条の2 本学の他の学部転部又は保健医療学部の他の学科に転科を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に転部又は転科を許可することがある。

- 2 他の大学の学生で、本学の保健医療学部転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に転入学を許可することがある。

(退学)

第25条 疾病その他の事由により、退学しようとする者は、保証人連署の学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、退学の事由が疾病によるときは、本学指定病院の医師の診断書を添付しなければならない。

(再入学)

第26条 前条の規定により退学した者で、その後2年以内に退学の事由が消滅し、再び入学を願い出る者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて、相当学年次に再入学を認めることができる。再入学に関する内規は別に定める。

2 再入学を許可された者の納入する授業料等は、同学年次者と同額とする。

3 再入学者の在学年限は、再入学した学年次から最終学年次までの修業年限の2倍を超えることはできない。また同一学年次に、2年を超えて在学することはできない。

4 再入学者の休学できる期間は、その者の再入学以前の在籍した期間における休学を含めて、通算3学年度を超えることはできない。ただし、再入学以前の在籍期間内において休学した期間がある場合は、教授会においてその者の諸般の事情を勘案し、更に1学年度を限度として期間の延長を認めることがある。

第9章 除籍及び賞罰

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 故なくして3箇月以上授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第4条に定める在学年限を超えた者

(3) 死亡した者

(4) 行方不明の届出のあった者

(表彰)

第28条 学業その他が特にすぐれた他の学生の範となる者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて、適当な方法でこれを表彰することがある。

(懲戒)

第29条 本学の教育方針に違背し、又は学生の本分にもとる行為のある者については、学長は教授会の意見を聴いて、これを懲戒することができる。

2 懲戒はその軽重に応じ、けん責、停学及び退学とする。

(退学の要件)

第30条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者に行うことができるものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席常でない者

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 学費

(学費)

第31条 入学金、授業料等は、次のとおりとする。

種 別	医 学 部	保健医療学部
入学金(入学時のみ)	2,000,000 円	300,000 円
授業料(年額)	2,750,000 円	1,000,000 円
実験実習費(年額) (第1学年次)	1,000,000 円	200,000 円
実験実習費(年額) (第2学年次以降)	1,000,000 円	300,000 円
施設設備費(年額)	1,500,000 円	300,000 円
医学教育充実特別学納金(入学時のみ)	1,000,000 円	—
教育充実費(年額) (第2学年次以降)	500,000 円	—

(学費の納入)

第32条 授業料等は、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、願い出により2期に分納することができる。

- 2 授業料は、休学又は停学中であっても徴収する。ただし、事情により減免することがある。
- 3 退学、除籍又は懲戒退学の場合における授業料等は、その納期に属する分はこれを徴収する。
- 4 授業料等を所定の期日までに納入しないときは、授業への出席、定期試験の受験、図書の閲覧、その他施設の利用を認めない。
- 5 入学金、授業料その他の既納の学費は還付しない。ただし、入学時の学費については、所定の期日までに申し出た場合には入学金以外のものは返還する。
- 6 学費の納入の時期その他の細目については、別に定める。

(学費の減免)

第33条 学長は、教授会の意見を聴いて、学業成績、人物共に優れた学生に対し、特別待遇奨学生（特待生）として学費を一部減免することができる。

- 2 学費の減免に関する事項は、別に定める。

第11章 職員組織

(職員組織)

第34条 本学の目的を達成するために、次の職員を置く。

学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及び補助職員
なお、必要に応じてこれ以外の職員を置くことができる。

- 2 教職員は、専任及び兼任に区分する。
- 3 教職員の定員、資格、勤務等に関しては、別に定める。

第12章 教授会等

(教授会等)

第35条 各学部に、教授会を置き、学部長が招集し、その議長となる。

- 2 本学に教授総会を置き、学長が招集し、その議長となる。
- 3 教授会並びに教授総会の構成員及び運営に関する事項は、別に定める。

(審議事項等)

第36条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第13章 委託学生、専攻生及び外国人学生

(委託学生)

第37条 公共又は民間の諸機関から委託学生の受け入れについて申入れがあったときは、公募によることなく、受け入れることができる。

2 委託学生については、この条に定めるもののほか、本学則を準用する。

(専攻生)

第38条 専門科目につき研鑽を志望する者があるときは、教育研究上支障のない場合に限り、専攻生としてこれを許可することがある。

2 専攻生に関する規定は、別に定める。

(外国人学生)

第39条 外国人であって、本学学生としての教育を受けることを希望する者があるときは、外国人学生として入学させることができる。

2 外国人学生の入学者選抜に関しては、第18条の規定を準用し、かつ、日本語の能力に関する試験を加える。

第14章 大学院

(大学院)

第40条 本学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

第15章 附属施設

(附属施設)

第41条 本学に附属図書館、大学病院、総合医療センター、国際医療センター、ゲノム医学研究センターその他必要な施設を置く。これらに関する規定は、別に定める。

附 則

1 この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

2 この学則を改正しようとするときは、3分の2以上が出席した教授会において、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則(昭和51年4月1日)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日)

1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 昭和53年3月31日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 57 年 3 月 31 日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第 34 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 60 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 60 年 3 月 31 日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第 34 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 61 年 4 月 1 日)

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条第 2 項、第 23 条第 3 項及び第 29 条については、昭和 61 年度入学者から適用する。

附 則(平成元年 4 月 1 日)

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成元年度入学生については、改正後の規定にかかわらず、前年度の 3 月 31 日までに納入した入学金については、なお、従前の額による。

附 則(平成 2 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 9 月 27 日)

この学則は、平成 3 年 9 月 27 日から施行する。

附 則(平成 3 年 12 月 1 日)

この学則は、平成 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 10 年 3 月 31 日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第 33 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 24 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 10 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年 3 月 31 日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第 31 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(埼玉医科大学保健医療学部健康医療科学科の経過措置)

埼玉医科大学保健医療学部健康医療科学科は、改正後の学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成 27 年 11 月 28 日)

この学則は、平成 27 年 11 月 28 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 26 日)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 28 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 3 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 25 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 5 条及び別表第 3(第 10 条関係)の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(埼玉医科大学保健医療学部医用生体工学科の存続に関する経過措置)

埼玉医科大学保健医療学部医用生体工学科は、改正後の学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成 29 年 9 月 8 日)

1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 36 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
入学定員	129 名	129 名	110 名				
収容定員	756 名	764 名	749 名	733 名	716 名	698 名	679 名

附 則(平成 30 年 3 月 24 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 26 日)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 7 日)

1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 5 条の規定にかかわらず、平成 31 年度から平成 36 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
入学定員	130 名	110 名				
収容定員	765 名	750 名	734 名	717 名	699 名	680 名

附 則(平成 31 年 3 月 23 日)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 25 日)

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 11 日)

1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 5 条の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
入学定員	130 名	130 名	110 名				
収容定員	770 名	774 名	757 名	739 名	720 名	700 名	680 名

附 則(令和 2 年 3 月 30 日)

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 27 日)

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2(第 10 条関係)保健医療学部看護学科については、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 31 日)

1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 5 条の規定にかかわらず、令和 4 年度から令和 9 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
入学定員	130 名	110 名				
収容定員	777 名	759 名	740 名	720 名	700 名	680 名

別表第 1 (第 10 条関係) (略)

別表第 2 (第 10 条関係) (略)

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 医学部収容定員変更の内容

本学は昭和 47 年に医学部を開設し、平成 18 年 4 月には看護学科、健康医療科学科（平成 27 年臨床検査学科に名称変更）、医用生体工学科（平成 29 年臨床工学科に名称変更）の 3 学科構成の保健医療学部を開設、さらに、平成 19 年 4 月に短期大学理学療法学科を改組し、新たに保健医療学部理学療法学科を開設しました。現在の入学定員は、医学部医学科が 130 名、保健医療学部看護学科が 80 名および 3 年次編入 10 名、臨床検査学科が 70 名、臨床工学科が 40 名、理学療法学科が 50 名となっています。

さて、未だ地域の医療機関や一部の診療科の医師確保は改善されず、診療体制の縮小や閉鎖は、全国的にも依然、大きな社会問題として取り上げられています。埼玉県西部に位置する本学は、3 つの大規模な臨床教育機関としての病院（大学病院：入間郡毛呂山町、総合医療センター：川越市、国際医療センター：日高市）を有し、埼玉県内の地域医療の中核として、県民をはじめ多くの方々の健康維持、増進に努めてきました。しかし、周知の通り埼玉県の人口当たりの医師数は全国最低であります。その埼玉県の医療の充実を質・量ともに確保すべく、本学は平成 18 年に地域医学・医療センター（平成 28 年「地域医学推進センター」に組織変更）を設置しました。また地域の医療機関との連携を密に行うため、「連携施設懇談会」を定期的（2 回／年）に開催し、地域医療の充実発展に尽力してきました。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりましたが、令和 3 年 10 月開催より WEB にて再開を予定しております。【資料 1】

これまで埼玉医科大学医学部医学科の入学定員については、平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき恒久定員にて 10 名の定員増を実施しました。また平成 22 年度は「経済財政改革の基本方針 2009」にて 5 名、平成 23 年度及び平成 25 年度から平成 31 年度は「新成長戦略を踏まえた定員増」により 15 名、令和 2 年度、3 年度は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」を踏まえた定員増を実施し、臨時定員増については、合計 20 名を実施しました。

令和 3 年 8 月 16 日付け文部科学省高等教育局長通知「地域の医師確保等の観点からの令和 4 年度医学部入学定員の増加について」を踏まえ、令和 4 年度は臨時定員増として、地域枠 19 名、研究医枠 1 名の増員を行い、入学定員は定員増を行わなかった場合の 110 名から 130 名に変更いたします。これにあわせて収容定員も定員増を行わなかった場合の 757 名から 777 名といたします。

イ 医学部収容定員変更の必要性

本学が位置する埼玉県は、平成 27 年の高齢化率が 24.8%と 4 人に 1 人が高齢者となっており、令和 2 年過ぎには 75 歳以上の後期高齢者人口が前期高齢者人口を逆転し、後期高齢者は平成 27 年度からそのピークである令和 12 年まで約 66%増加すると予想されていることから、今後医療・介護の必要性がより高まると見込まれます。これらに対応すべく、医師不足対策とともに、地域医療、地域保健サービスの量的、質的確保を図ることが、急務であると考えます。

また、埼玉県からも地域に根付く医師を確保するために、本学の医学部入学定員の増員を期待され、県の地域医療再生計画にも盛り込まれております。【資料 2】

本学は、県内唯一の医学部（防衛医科大学校を除く）を持つ大学であり、開学以来「すぐれた実地臨床医家の育成」を目標に、令和 3 年 3 月までに 4,385 名の卒業生を輩出し、埼玉県内においても約 1,160 名（26%）が臨床医として活躍しています（内 本学勤務医 590 名程度）。【資料 3】

昨今、地域医療機関から大学病院に求められている医師派遣要請は増加しています。しかし、マ

ツチングによる臨床研修制度の必修化等の影響もあり、大学自体も医師不足が進行しており、深刻に感じる局面も少なくありません。本学では初期臨床研修プログラムの充実を図り、初期研修医の入職者は、平成 29 年 70 人、30 年 70 人、31 年 68 人、令和 2 年 70 人、3 年 55 人と推移していますが、研修医の大学離れについては全国の視点から見ても同様であり、大きな社会問題となっています。

また、病理学をはじめとする様々な基礎医学分野において医学部医学科卒業の基礎医学研究医の人材育成の必要性を感じています。現在、司法解剖や行政解剖のできる法医学者はもとより、治療方針決定のための最終診断である病理診断や、行われた医療の検証や死因の解明という重要な役割を担う病理解剖のできる病理医も深刻な人員不足に直面しています。全国の病理専門医は 2,600 人余であり、1 病院に病理医が 1 名のみ、という「一人病理医」の割合は全体の約 1/4 を占めています。埼玉県の病理専門医を例に取れば、わずか 110 名程度で埼玉県の病理診断を支えているのが実情です。これらの人材の養成を図ることで、地域医療の充実・発展に貢献し、県内はもとより広範囲の地域の健康・医療面における安全確保に大きな効果が期待できます。

前述の病理医に限らず、解剖学、生理学、生化学、微生物学（医動物学）、免疫学、薬理学、社会医学（公衆衛生学）、法医学などの基礎医学者の育成は、医学部、医科大学に課せられた責務といえます。基礎医学の研究面のみの成果を取り上げれば、他学部出身者でも十分にその任を果たすことができるようにみえます。しかし、埼玉県医療にかかわる地域事情や臨床現場に直結した問題解決には、本学で臨床医学を学び、臨床医学に理解のある基礎医学研究医の果たす役割が大きくなります。基礎医学の教育にもそのような臨床的な背景に理解のある基礎医学研究医である必要があります。近年、各医学部の特徴が顕著になり、ディプロマ・ポリシーが掲げられるようになり、地域特性を反映した社会的責任が明確になっています。そのような観点では、本学医学部のディプロマ・ポリシー（「埼玉医科大学の期待する医療人像」（学則））に沿った基礎医学教育を担い実践していく貴重な教育資源開発としても基礎医学研究医育成は必要不可欠といえます。

これらを改善すべく、教育スタッフも教育施設も十分充実している本学の能力を更に活用し、地域の方々のニーズに応える為、地域枠 19 名、研究医枠 1 名の医師養成数を増加させることが、医師不足解消の一助となるものと強く確信しています。

ウ 医学部収容定員に伴う教育課程の変更内容

(7) 収容定員変更に伴う教育課程について

今回の収容定員の変更に伴い、医学部の教育課程には特段変更の必要はないと考えています。

本学医学部では、国の進める医学教育改革の方向を的確に捉え、従来から教育方法の改善に努めてきましたが、その代表的なものが平成 12 年度から実施している、6 年間を通した（6 年一貫教育）統合カリキュラム（コース・ユニット制）です。平成 19 年度からは、1 年生を毛呂山キャンパスに統合し、同一キャンパスにおいて実施しております。

これは医学が高度化、専門化し、さらに質・量ともに増加の一途をたどる医学の基本的な知識を効率よく理解し易く学習するために考えだされたカリキュラムです。特徴としては 6 年間の学習を一つのものとして捉え、国より平成 13 年に提示され、平成 22 年の一部改訂と、平成 28 年に改訂されましたモデル・コア・カリキュラムを包含した医学部の 6 年間において学ぶべき内容を機能別・臓器別に学習することにあります。このコース、ユニットには学習目標を達成するために組織化されたコース・ディレクターやユニット・ディレクターが配置されています。【資料 4】

また、本学の教育の中では学生自身が学習してきたことを全員の前で発表するという、自主学習

を主体とした学習法も取り入れ、さらに省察を重視し、体験実習を中心に学生に省察を繰り返し求めています。これら6年間で能動的に学習する方法を習慣として身に付けることを目標としています。4年生の1月からは、大学病院、総合医療センター、国際医療センターの臨床各科を1診療科1~2週間、全40週間にわたり臨床実習(CC step1)を行います。5年生の1月からはCC step2として(1か月×2診療科)、臨床推論能力の向上、実技の習得を目指した診療参加型実習に取り組んでいます。令和3年度からは、6年生は診療参加型実習(CC step3)を従来の2か月から3か月に延長し、地域医療機関においてもこれらの実習を実施し、地域医療機関との連携を図っています。これはこれまで学習したことを実地臨床の場において、自分の目で見て、手で触って、耳で聴いて生きた知識とするために大切な実習です。それぞれの臨床科には教育スタッフが手厚く配置されており、マンツーマンに近い充実した指導を実施しており、見学型の実習から、診療チームに参加する実習へと移行しています。さらに地域の病院や医療型障害児入所施設「光の家療育センター」等での介護体験や福祉についての実習、地域の小中学校における保健指導を行う体験実習を通して、地域医療への関心を高めています。平成26年度より学外での体験実習、臨床実習においてe-ポートフォリオを導入し、体験を通して学ぶ能動的学習を推進しています。6年生の7月からは、5年生までに積み重ねてきた知識を統合・整理し、足りないところを補うための学習を行います。また一定の水準以上に達している学生には、国外や大学の内外での幅広い臨床実習や研究体験を行う機会を設けてあります。

平成28年度からは、新しいカリキュラムを1年生から順次導入し、令和3年度で完成を迎えます。リテラシー教育などの初年次教育の充実と、行動科学、医療倫理、社会医学教育の低学年からの開始、さらに臨床実習期間の延長を行い、ミクロからマクロまで、グローバルな視点を持ち、地域社会の要請に応えられる医師の育成を目指して取り組んでいます。

研究医養成プログラムへの医学生参加を求めるために、正規カリキュラム内において「キャリアデザイン」や「基礎研究室紹介」の講義を実施してきました。さらに、研究医養成プログラムの所属学生は大学院の正規講義を聴講でき、単位認定される体制を作りました。正規カリキュラム内での学習が難しい研究技術や方法論については課外学習プログラムの中から自由に選択・学習できるように工夫しています。

(イ) 教育方法および履修指導について

医学部においては入学するとすぐに高校や予備校での学習スタイルから大学での学習への変換を橋渡しする「医科学への道すじ」コースが始まります。又、カリキュラムのコアとなる「細胞生物学」と「人体の構造と機能1」の2つのコースも始まります。

このほかに「人体の基礎科学」コースで医学を学ぶための基礎力を養成し「良医への道1」コースでは医師としての心得、態度、感性を高めるための様々な講義や実習が組み込まれています。

2年生になると「人体の構造と機能2」で臓器系統別に講義、演習、実習を組み合わせた能動的学習を目指した教育が行われます。またヒトの病気を理解するための「病気の基礎1」コースが始まり、正常な仕組みが障害されたときにおこる病気の基本的な知識を病理学、薬理学、免疫学、微生物学の観点から身に付けます。

3年生では、本格的な臨床医学に関する学習が始まります。これまで学んできた基礎的知識を基にヒトの病気を考えます。学習の仕方は内科学、外科学、小児科学といった従来の教育体系と異なり「呼吸器」、「循環器」、「消化器」といった臓器別、あるいは「神経系」、「免疫系」といった機能別のものとなります。例えば「呼吸器」について学習する時には呼吸器系に関係した内科、外科、

小児科、放射線科、病理学等々の教員も参加して講義を行います。これを取りまとめるのがコース・ディレクターやユニット・ディレクターとなります。平成 28 年度からスタートした新カリキュラムでは、「導入クリニカル・クラークシップ」ユニットとして、3 病院の実際の医療現場で症候から臨床推論を行うことを目指した診療科実習や、シミュレーショントレーニングセンターでの臨床技能の実習、看護、薬剤、リハビリ等々の他職種の仕事について学ぶチーム医療実習を行っています。学生は指定された教科書を持ち、これを常に参照しながら臨床診断学の知識と技能を反復学習します。これには令和元年度に新教育実習棟（カタロスタワー）内に設置されたシミュレーショントレーニングセンターを活用し、シミュレーション教育を行い、臨床技能を学習するとともに技能の習得を図っています。

4 年生では、引き続き「導入クリニカル・クラークシップ」において診療科実習と臨床技能の実習を行うほか、地域医療への関心を高め、将来地域包括ケアに進んで関わることのできる医師の育成を目指し、埼玉県立大学と連携して埼玉県内の地域医療保健福祉施設に出向いて行う地域基盤型専門職連携教育（Interprofessional Education：IPE）の実習に学生が参加しています。また、地域の医療機関・学校・福祉施設などでも体験実習を導入しています。

4 年生 3 学期からは、それまでに得た知識と技能を臨床実習の中で確認し、医療の現場で生きた知識として身に付けることが中心となります。また、平成 16 年度から開始したクリニカル・クラークシップでは、平成 26 年度からは 6 年生の 5 月まで、令和 3 年度には 6 年生の 6 月まで延長して実施し、そのうちの 1 ヶ月は地域の医療機関での実習が義務付けられます。実習に際しては、医学生としての義務と責任を認識させるため誓約書の提出を義務付け、患者にはその旨を説明し、協力いただきます。【資料 5】

6 年生の 7 月からは、これまでの学習の総まとめを行い、曖昧な箇所については繰り返し問う試験を行って明らかにし、医師としての知識と技能が備わっているか否かを確認した上で、不足している知識を補講等で補っています。

以上のように各学年の教育は、きめ細かく編成されており、各学年の新学期の初めに必ずオリエンテーションを開催し、履修指導を実施した上で授業が開始されています。

この他、研究医養成プログラムでは、所属学生に研究指導者が付き、1 年ごとに指導報告書が提出されています。毎年行われてきた「埼玉医科大学 学部学生による研究発表会」は、令和 2 年からは全学的な研究発表の場である「オール埼玉医大研究の日」に改められ、これに必ず参加します。また、在学中に 1 回以上の演題発表を義務とし、ポスター作成や口演発表ができるように指導しています。さらに、所属研究室の抄読会（ジャーナルクラブ）で優れた英文論文を読んで理解し説明できるようにサポートしています。また当該学生には、実際の研究内容に応じて指導研究者と同一の研究倫理教育および安全教育（組換え DNA 実験・実験動物・病原微生物等取り扱い教育訓練）の受講を義務付け、研究者として身に付けるべき態度と姿勢を教育しています。【資料 6】

(ウ) 教員組織の状況について

教員組織については、「埼玉医科大学医学部教員便覧（卒前教育編）」の「教員に望まれる行動」の項に「すべての教員は教育に参加することが求められている。すなわち、本学では「教育」が教員にとって最も重要な職務である」と教育の責務について謳われております。【資料 7】

このように本学の全教員には教育の義務が課されており、医学教育センターが中心となって学生の教育を優先的に実施する体制が構築されています。

教員数は教授 218 名、准教授 124 名、講師 179 名、助教 779 名、助手 36 名の合計 1,336 名で設

置基準を充分満たしており、入学定員の増加に伴う教育上の支障は全くありません。

(I) 施設の状況について

医学部ではスモールグループによる教育を多くの科目で実施しています。医学部の学習環境整備については、敷地面積 15 万 7,000 m²の毛呂山キャンパスに、15 号館（オルコスホール）、16 号館（学生ホール：落合ホール）、錬成館（体育館）、図書館、学習棟などがあります。講義棟（15 号館）には、大教室（154 人収容）が 6 部屋とマルチメディア教室（140 人収容）が 1 部屋あり、1 年生から 4 年生の講義、Team-based learning（TBL）及び情報教育を行っています。また、3F・4F は、間仕切りをとって 304 人収容の大教室にすることも可能であり、試験会場としても活用しています。後ろの席でもディスプレイを通して講師を間近に感じる事が可能です。各講堂にはクリッカーを用いた双方向性の学習を支援する設備が整備されています。令和元年 7 月には、新教育実習棟のカタロスタワーが竣工し、1 室の多目的大演習室、4 室の基礎系の実験室、7 室の中演習室、34 室のゼミ室、300 席の講堂とシミュレーション教育のための演習室や学生のラーニングコモンなどが充実しました。

まず 1F のクロード・ベルナルホール（300 人収容）は、各種の講義、大学全体での集会等を行います。実験実習のための実習室は地下 1F、2F、3F の各階に配置され、地下 1F の実習室 1（148 人収容）は顕微鏡を用いた標本観察やバーチャルスライドによる組織学、病理学等の実習、2F の実習室 2（224 人収容）は細胞生物学実習、薬理実習等、3F の実習室 3（160 人収容）は、感染実習、法医学実習等を行っています。4F には、従来から行われている各種シミュレータを用いた基本的診療手技のトレーニングを行うシュミレーショントレーニングセンターに加え、模擬病室が設置され、患者急変への多職種協働での対応トレーニングなどを行っています。5F・6F の 2 フロアは、共用試験 OSCE が円滑に実施できるよう設計され、各部屋にはビデオカメラや大型モニタなどの設備を設置しました。OSCE の期間以外は少人数学習や臨床推論等の PBL の演習で活用しています。7F コンシリウムホール（162 人収容）は、教員と学生がフラットな空間でお互いのアイデアを発表しあえるプレゼンテーション室として設計され、グループワークのしやすい机と椅子を用意し、アクティブラーニングを実施するうえで必要な機材が取り揃えてあります。5F や 6F での少人数での議論を 7F で全体発表したり、意見交換したりするような一体的な授業を行います。地下 1F から 3F の各階にはラーニングコモンが設けられ、学生が自由なアイデアで学習や交流のために活用しています。

さらに、本学は実地臨床医家の育成を目標に、4 年次の 2 ヶ月間と 5 年次の 1 年間、6 年次の 3 ヶ月間を診療参加型臨床実習に組み込んでおり、本学の 3 病院（毛呂山キャンパス：大学病院 965 床、川越キャンパス：総合医療センター1,053 床、日高キャンパス：国際医療センター700 床）の合計 2,718 床の病床をもつ大規模な病院において実習を実施しますので、多くの臨床例を経験できる充実した実習が可能です。また入学定員増による実習生の受け入れにも十分余裕があります。

なお、川越キャンパスの総合医療センターにおいては、実習生を対象とした無料宿泊施設が整備されています。また、日高キャンパスの国際医療センターは、毛呂山キャンパスの大学本部から約 3 km と至近に位置し、キャンパス内乗り入れの路線バスも運行しており利便性にも富んでいます。

以 上

第 40 回

埼玉医科大学・連携施設懇談会

令和元年 10 月 16 日

会場：川越プリンスホテル

共催 埼玉医科大学・連携施設懇談会
田辺三菱製薬株式会社

第40回埼玉医科大学・連携施設懇談会プログラム

開催日時：令和元年10月16日（水） 18：00～21：00
会場：川越プリンスホテル（川越市新富町1-22 Tel.049-227-1111）

総合司会：中村 信一 先生（熊谷総合病院 院長）
篠塚 望 （埼玉医科大学病院 副院長）

第1部 懇談会：プリンスホール（18：00～20：00）

1. 開会の辞（18：00～18：05）
副会長 織田 弘美（埼玉医科大学病院 病院長）
2. あいさつ（18：05～18：10）
会長 丸木 清之（埼玉医科大学 理事長）
3. 学術講演（18：10～19：00）
演題『アレルギー性鼻炎および好酸球性副鼻腔炎の治療戦略』
上條 篤（埼玉医科大学病院 耳鼻咽喉科 教授）
※質疑応答
4. 特別講演（19：00～19：50）
演題『スマート治療室と医工連携』
正宗 賢 先生（東京女子医科大学 先端生命医科学研究所 教授）
※質疑応答
5. 新任診療部長・教授の紹介（19：50～20：00）

第2部 懇親会：マリーゴールドルーム（20：00～21：00）

司会：池澤 敏幸（埼玉医科大学病院 医務部部長）

1. 開会の辞
副会長 吉本 信雄（埼玉医科大学 副理事長）
2. 乾杯の発声
副会長 小川 郁男 先生（鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所 院長）
3. 閉会の辞
副会長 佐伯 俊昭（埼玉医科大学国際医療センター 病院長）

（お車でお越しの際は飲酒をお控えいただきますようお願い致します。）

共催：埼玉医科大学・連携施設懇談会／田辺三菱製薬株式会社



医 人 第 3 6 3 号
令 和 3 年 8 月 2 3 日

厚生労働省医政局長 様

埼玉県保健医療部長 関本 建二
(公印省略)

地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和3年8月13日付け3文科高第501号、医政発0816第9号に基づき、下記のとおり、令和4年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に沿って、地域枠入学者が地域に定着するよう取組を行います。

記

増員数

- 33名
- ・埼玉医科大学医学部における地域枠 19名
 - ・順天堂大学医学部における地域枠 7名
 - ・日本医科大学医学部における地域枠 2名
 - ・日本大学医学部における地域枠 5名

担 当 : 医療人材課医師確保対策担当 岡嶋
電 話 : 048-601-4600
E-mail : a3560-03@pref.saitama.lg.jp